



改める。

○松平委員 首藤新八君外自民党の衆議院の諸君の提出にかかります商店街における事業者等の組織に関する法律案に対して修正案を提出したいと思うのですが、実はただいま委員長から報告がありましたように、社会党におきましても商店街組合法案という、ほとんど同趣旨の法律案を昨年十月の臨時国会において提出をして、ただいまで継続審議になつておつたわけあります。そこで審議の過程におきまして、実は両党の案を撤回して、あらためて共同で商店街振興組合法案というものを作成しようという考え方をもちまして、自民党側と折衝をしておつたことは皆さんも御承知の通りであります。しかるに自民党においては党内事情もありまして、共同提案は困るといふことがありますので、しかば大乗的見地に立つて、われわれが自民党案に対して修正を加えて、これをよりよいものにしようという考え方とともに、修正案を提出することになったわけであります。

この修正案の骨子は、お手元にあるところの修正案要綱でおわかりになると思いますが、修正の全文について最初に朗読をいたしたいと思います。

商店街における事業者等の組織に関する法律案に対する修正案を次のように修訂する。

商店街における事業者等の組織に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

第一条、第六条第一項及び第八条

中「商業」を「小売商業」に改める。

第九条中「三分の二以上が商業」を「二分の一以上が小売商業」に改める。

第十三条第一項中、第十号を第十号とし、第九号中「指導及び」を削り、同号を第十号とし、第八号中「及び指導」を削り、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 組合員の従業員の團體的雇人

れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舎等の労働条件の改善に関する事業

第十三条规定中「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

第十九条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 会員たる商店街振興組合の組合員の従業員の團體的雇入及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舎等の労働条件の改善に関する事業

第三十五条第六項、第五十六条、第六十五条及び第七十八条中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

第八十八条各号列記以外の部分中「第十九条第一項第九号」を「第十九条第一項第十号」に改める。

附則第四条第一項中「三月以内」を「六月以内」に改める。

附則第五条及び附則第十条中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

附則第十四条中「商店街における

事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改め、同条を附則第十五条とし、附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条を附則

第十三条とし、附則第十一條中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

(中小企業等協同組合法の一改正)

第十一条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「及び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第七十七条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第七十八条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第七十九条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第八十条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第八十一条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第八十二条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第八十三条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

第八十四条第一項第一号中「及

び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

なければならない。その中におけるところのデパートとかあるいは問屋とか、そういう方々がイニシアツィオニズムを持つて反するのではないか、そういう考え方

が、実は社会党の案の中には小売商といふ言葉を使つております。従つて、商業という言葉は、小売商とは若干の違いがあります。従つて、ニアレンスが違いますので、これは社会党の案のごとく直したい、こういう考え方であります。従いまして、組合の設立に関しましても、小売商及びサービス業が二分の一以上おればできるんだ、こういう格好にしなければならないので、われわれ社会党の設立の要件について、これをそのまま自民党の案の中に取り入れるということにいたしました。これを提案いたしておりますが、この修正案は少しややこしいようでありますから、若干説明を加えたいと存じます。

以上であります。従いまして、これを提案いたしておりますが、この修正案は少しややこしいようでありますから、若干説明を加えたいと存じます。

まず題名を改めるということで従来から要望があつたわけであります。従つて、自民党の法律案のごとくに長つた商店街振興組合法というようなものにしてもらいたいということがであります。従つて、商店街の組合の事業であるべきことを考えてみると、現在の日本人の教育の程度と申しますか、とにかく民間の団体に大きな権限を持たせるといふことは、私は現在の日本の教育の程度からいいうと行き過ぎになりやしないであります。

その次に、商店街の組合の事業でありますけれども、現在の商店街あるいは将来予想される商店街における事業のことを考えてみると、現在の日本人の教育の程度と申しますか、とにかく民間の団体に大きな権限を持たせるといふことは、私は現在の日本の教育の程度からいいうと行き過ぎになりやしないであります。

その次に、商店街の組合において、従業員の雇用の集団化、つまり團體的雇用とかあるいは賃金、時間、あるいは宿舎等のいわゆる労働条件の改善というなどをはかり組合に持たせる必要がある、その考え方から社会党案にありますところの決できない、かようにも考へているわけでありまして、そういう機能をや

り組合に持たせる必要がある、その考え方から社会党案にありますところの今申しました事項について、事業としてつけ加えたいと考えていております。

もう一つは、この法律ができました。日本人的民主主義的な考え方といふものが、まだ歐米のごとくには至っておりません。従つて、民主主義に反するような考え方と申しますか、そういうものがやはり官僚制度にもなり、あるいは民間においては一種のボス支配というものを排除していく配ということになるわけであります。

それから「商業又はサービス業」とありますけれども、商店街の多くは小売商でございます。従つて、小売商にイニシアチブを持つてもらう、その上において商店街の振興をはかつていかなければ

ならない、そういう考え方には立脚をいたしておりますので、商店街の責任者がいわゆるリーダーシップをとつて指導をやらるとやることは民主主義にも反すると考へております。

が、いわゆるリーダーシップをとつてそれをいたしておるわけであります。従つて、いろいろな事業について指導するのだ、こういう立場に立たずに、助言をするとかあつせんをするとかといふ程度とどめておくべきである、そういう考え方から指導という文字を削つておるわけであります。

なお、もう一つ追加いたしましたことは、今日の労働条件、求人難等のことを聞いてございまして、それは商店街の組合において、従業員の雇用の集団化、つまり團體的雇用とかあるいは賃金、時間、あるいは宿舎等のいわゆる労働条件の改善というなどをはかり組合に持たせる必要がある、その考え方から社会党案にありますところの決できない、かようにも考へているわけでありまして、そういう機能をや

り組合に持たせる必要がある、その考え方から社会党案にありますところの今申しました事項について、事業としてつけ加えたいと考えていております。

もう一つは、この法律ができますと、同じ名前のいわゆる商店街振興組合というものが今日ありますとすれば、その名前を変えなければなりません。その名前を変えるのに登記の手続その他が要りますので、六ヶ月くらいの期間を置く必要があるというので、原案の三ヶ月を六ヶ月に改めることとしたし

ています。

最後には、これは商店街振興組合並

びに連合会というものは一体どういう組織であるか、組織論を考えますと、ただいま三党で中小企業の基本法を提出いたしておりますが、その中小企業基本法の中に現われている三党の考え方といふものは、組織はなるべく簡単にして、なるべく一本化していくといふことがよろしいというのがこの基本法の基本的な精神であるわけあります。この点に関する限りは、三党の中企業基本法の根本を貫いている共通の考え方であると考えております。

従つて、商店街振興組合並びに連合会

というものが、今日の組織から離れた一つの組織になるということは、われわれの基本法の考え方からいっても合はないわけであります。自民党的な規定においては、その点が何ら規定もなく、従つて、現在ある組織の外にまたこういう組織ができるということになるわけでありまして、いたずらに組織の混乱を増すこととなるわけであります。この商店街振興組合法の設立を推進している方々の立場は私どもはわからないことはございません。しかししながら、大局部的に考えるならば、やはりこれは国の中小企業に関する組織の一環としてその機能を発揮されなければならないわけであります。従つて、中小企業の中央会の会員となならなければならぬならない、かように考えておりますので、ただいま申しましたように、中小企業等協同組合法を改正しまして、新たにできるところの商店街振興組合並びに連合会は、都道府県の中小企業中央会、全国の中小企業中央会の会員たる資格を持つ、そういうふうに改めなければ、法体系として一

貫しておりませんので、そのように改めることにしたわけであります。

以上が本法律案に対する修正案の説明の概要でございます。

実は、法案を作るときには、そこにすわっておられる首藤さんとも数回にわたって私は折衝してきたわけでありまして、大体提案者もほぼその線は納得していることと私は了解をいたしておるわけでありますので、どうぞ一つこの際満場の御賛成あらんことをお願ひ申し上げます。

以上によつて提案の理由の説明を終ります。(拍手)

○早稻田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○早稻田委員長 本修正案については、質疑の通告はありませんので、引き続き本案並びに修正案を一括して討論に付するのであります。しかし、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、松平忠久君外三十七名提出の修正案を可決するに御異議ありませんでした。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決いたされました。

○早稻田委員長 以上で趣旨の説明は

三十七名より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○森(清)政府委員 ただいま附帯決議にありましたところの御趣旨を体しまして、十分努力をいたします。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。

○田中(武)委員 まず最初にお伺いします。白瀧仁吉君。

○白瀧委員 私は、ただいま採決され

ました商店街における事業者等の組織に関する法律案に對しまして、提案者を代表しまして、附帯決議を付することの動議を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○森(清)政府委員 ただいま附帯決議になりましたところの御趣旨を体しまして、十分努力をいたします。

○早稻田委員長 お許りいたします。

小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

○田中(武)委員 まず最初にお伺いします。白瀧仁吉君。

○白瀧委員 お許りいたします。

○森(清)政府委員 ただいま附帯決議に付すべきとの動議が提出されております。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。

○田中(武)委員 まず最初にお伺いします。白瀧仁吉君。

○白瀧委員 お許りいたします。

三

体組織法を全然違った性格のものにしてしまったのだ、こういう上に立った考え方なのか、いずれでございますか。

○大堀政府委員 今回の改正におきまして、先生御指摘のように、設立についての不況要件を撤廃いたしまして、組合としては同業、当該業種の全業界をできるだけ多数包摶をいたしました。組合を作つて、そして常時は、教育、指導事業といいますか、一般的な同業者団体として活動いたしますと同時に必要な場合には合理化のためのカルテルの結成もできる。もちろん認可が必要でございますが、そうして不況が至りました場合には、従来通り不況要件によって安定のための調整などもできる、こういう同業者団体的な性格を導入いたしておるわけでございまして、その点におきましては、確かに従来の経営の安定だけを主たる目的とする組織に対して、かなり大きな変化になると私どもは考えておる次第でございますが、この点は従来、こういった同業組合的な組織がございませんたために、実態的に業界でも非常に困惑感をおられる事情でございまして、数年来の業界の要望にこたえて、そういう方向に本法律を改正して参りたいという趣旨でございます。

○田中(武)委員 今までには中小企業関係の組織法としては、中小企業等協同組合法あるいは本法等がありまして、それぞれの分野における活動目標に従つて結成をせられてきたわけです。ところが、後にも触りますが、今回の改正で本法によつて設立せられた商工組合が共同事業までやる、こういうようになりますと、やはり小数の方が同士的に集まつて相互扶助の精神によつて企業的な組合を作つて、企業活動を共同でやるという趣旨の運用が本来の性格で

いるという考え方方に立つておられるのをできるようになる、そういう趣旨で、将來中小企業関係の組織法を一本化するという上に立つてこういう改正を考えられたのか、いかがですか。

○大堀政府委員 私どももいたしましたが、実は先生御指摘のよう、中小企業団体法並びに協同組合法全体とともに商工組合で協同組合のやることもできるようになる、そういう趣旨で、将來中小企業基本法の付属法規となるならば、協同組合をわざわざ作らなくとも商工組合は協同組合は協同組合であるという上に立つておられるのであります。この改正案がそのまま通るとする

ことは共同加工なり、共同生産なり、あることは恒常的なものには従来の商工組合なんです。不況克服のために必要である。それを不況要件を削除することによって、これは恒常的なものになるわけです。そうすることがどういうわけで緊急に必要なんですか。

○田中(武)委員 さしあたり緊急に必要な部門、こういうことでございますが、むしろ緊急に必要なのは從来の商工組合なんです。不況克服のために必要な部門、こういうことでござります。このことによって、これは恒常的なものになるわけです。そうすることがどういうわけで緊急に必要なんですか。

○大堀政府委員 私どももいたしましたが、今はまたそれ以外の中小企業の組合を含めて、将来は中小企業の団体法を一本の方向にすべきか、その辺について検討を重ねておるわけでござりますが、今回、取り急いで、当面の必要に応じますために、団体法だけの改正を持ち出し、御審議をいたくよろしくお受けください。改めてお聞かせください。改めてお聞かせください。

○森(清)政府委員 確かに田中先生の言ふとおりに、今後も十分行政指導上で万全を期しておる次第であります。

○田中(武)委員 さしあたり緊急に必要な部門、こういうことでござります。このことによって、これは恒常的なものになるわけです。そうすることがどういうわけで緊急に必要なんですか。

○大堀政府委員 私どももいたしましたが、今はまたそれ以外の中小企業の組合を含めて、将来は中小企業の団体法を一本の方向にすべきか、その辺について検討を重ねておるわけでござりますが、今回、取り急いで、当面の必要に応じますために、団体法だけの改正を持ち出し、御審議をいたくよろしくお受けください。改めてお聞かせください。改めてお聞かせください。

○森(清)政府委員 確かに田中先生の言ふとおりに、今後も十分行政指導上で万全を期しておる次第であります。

○大堀政府委員 そこで、大臣代理としての森政務次官にお伺いいたしますが、先ほど来

はないか。同業界全体のための活動をいたします商工組合のほかに、やはり何が薄くなる、そういう少数の方が集まつて、あることは共同加工なり、共同生産なり、あることは恒常的ものには従来の商工組合なんです。不況克服のために必要な部門、こういうことでござります。このことによって、これは恒常的なものになるわけです。そうすることがどういうわけで緊急に必要なんですか。

○田中(武)委員 さしあたり緊急に必要な部門、こういうことでござります。このことによって、これは恒常的なものになるわけです。そうすることがどういうわけで緊急に必要なんですか。

○大堀政府委員 私どももいたしましたが、今はまたそれ以外の中小企業の組合を含めて、将来は中小企業の団体法を一本の方向にすべきか、その辺について検討を重ねておるわけでござりますが、今回、取り急いで、当面の必要に応じますために、団体法だけの改正を持ち出し、御審議をいたくよろしくお受けください。改めてお聞かせください。改めてお聞かせください。

○森(清)政府委員 確かに田中先生の言ふとおりに、今後も十分行政指導上で万全を期しておる次第であります。

○田中(武)委員 そこで、大臣代理としての森政務次官にお伺いいたしますが、先ほど来

といったような名前になる性格のものでございます。この団体法の規定によりまして、商店街商業組合という形で組合を結成することもできるということですが、從来からございます規定であります。今回できました振興組合は、特別法の形で内容も違つておるわけでございます。そういうことで、私の方もそういつた組合を作ることができるという組織法として一応認めておるわけがございます。

な、後段の問題につきましては、商店街の商業組合につきましても、省令で指定した地域といふことにいたしておりまして、実際必要なのは、主として大都市等において必要であろうといふうに考えておりまして、いなかの市町村等は指定地域に入らないように運用いたしたいと考えておる次第でござります。

○田中(武)委員 先ほど可決いたしました商店街振興組合が成立するならば、ここでいう商店街組合は、その法に基づくものと解釈するのですか。それともここでいう商店街組合といふのは、俗にいわれておる、これを指さしておる。商店街といふ言葉は、先ほど可決した法律が成立すれば、この法律以外のものには使えないといふ禁錮があります。そういうことになるのですが、どうなんですか。

○大堀政府委員 ここにございますのは、「商工組合(以下「商店街組合」といふ)」ということで、法律の中におきまして仮称といつておりますが、これに基づいてかりに商店街組合ができ

ました場合は、何々商店街組合、あるいは商工組合、そういう名称に相なるわけでございまして、その点新しい法律によります組合の名称とは重複しない、そのように考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 これが問題なんだ。これはもちろん議員提案としてなされたわけです。だから中小企業長官との間には十分打ち合わせがなかつたとは思うんだが、この法律で商店街組合といふ、すなわち商店街商業組合、そういうことを認めておるわけです。いいですか。ところが今可決をいたしました商店街振興組合一振興という言葉が入るか入らないかは別といたしまして、先ほど可決した法律によってこの法律以外のものには商店街といふことを使わせないんだ。こういうことになつておるんですね。この間をどう調整して参りますか。だから商店街振興法のいうものと先ほど可決したこの商店街振興組合との間に違つた点が出て参るわけなんです。それをこの法律、すなわち商店街振興組合法が成立したかどうかとすれば、このいわゆる団体組織法のいうものと先ほど可決したこの商

業組合というのが二つとも法律で認められたものとして存在する。しかも双方における名称の専用は禁じられてゐるといふこの両法案の関連性をどう解決しますか。さうでなく、このままならば、その商店街が希望によつて商店街振興組合になるうとも、あるいは商店街商業組合にして本法の適用を受けようとすれば、このいわゆる団体組織法のいうものと先ほど可決したこの商店街振興組合の方が狭いのではないか。いかがでしょうか。これは同じ政府と自民党が出してきたものであつて、その間に調整がとれておるものだ

は調整未了のまま出されたということは明らかなんです。従つて、これはむろ政務次官に御答弁願いたいと思うのですが、このまま置いておくといふ点は調整未了のまま出されたということとは明らかなんです。従つて、これはむろ政務次官に御答弁願いたいと思うのですが、このまま置いておくといふ

○大堀(武)委員 これは結局議員提案と内閣提出との間に若干の食い違いとありますか、事前の十分な連絡協議がなされなかつた結果、盲点が出てきた

ということです。従いまして、これはここでと言つても一方の運命がわからぬのだから言えないと、はつきりと振興組合法が成立した場合には、これ

はいずれかを直していく、少なくとも

○大堀政府委員 新しい、たとえば御可決になりました法律によります名称は、商店街振興組合または商店街振興組合連合会といふ名称になつておりますが、団体法によりましてできますもの、あるいは専用になつておるわけである。しかかも両方とも法律で認められたものである、この商工組合の、あるいは商店街組合、何々商店街商業組合、あるいは何々商店街組合、これは商工組合といふの、あるいは商店街振興組合、あるいは何々商店街組合、これは商店街振興組合、も入つておると思いますけれども、名

稱としては明らかに違つておりますの過程におきまして、商店街法をどう扱うかという最初の原案におきまして、私どもは実は団体法の中に商店街組合という名称の専用規定を入れておつたわけでございますが、商店街の問題は別途扱うという考慮から、名称専用規定は削除いたしまして、商工組合としての名称専用だけが使えるわけでございます。そういう意味で、私どもは一応重複はないと考えております。

○田中(武)委員 今まで通りの団体法を「小売商業」を改めているんです。そこなりますと、同じ中小企業者によるです。範囲で言うならば、むしろ商店街振興組合の方が狭いのではないか。いかがでしょうか。これは同じ政府と自民党が出してきたものであつて、その間に調整がとれておるものだ

を責めるわけではないが、こういう点は調整未了のまま出されたということとは明らかなんです。従つて、これはむろ政務次官に御答弁願いたいと思うのですが、このまま置いておくといふ

とで次へ参ります。大堀長官、ちょっとと中小企業等協同組合法を見ていたいきたいのですが、条文を読み上げますから、条文をばつと頭に浮かべて下さい。三十五条、三十六条の二、八十二条の六、それから中央会のことが書いてある。この条文を照らし合わせて何かお気づきになりませんか。立法に大きな誤りがあるというとお気づきにならぬですか、今申し上げた条文をずっと見てみて……。

○大堀政府委員 はなはだ恐縮でございますが、不勉強でちょっと先生御指摘の点、どういう点か今すぐちよつとわかりかねますので、お教えいただきたいたいと思います。

○田中(武)委員 三十五条には単協、すなわち単位協同組合の理事のことが書いてあるわけです。それから三十六条の二で理事会の規定があるわけなんです。それから中央会の方のやつを見ましたら、八十二条の六、ここに中央会の理事のことが書いてある。従って三十五条と八十二条の六とが同じ規定なんです。ところが中央会には三十六条の二、すなわち理事会に関する規定がないわけであります。団体組織法の条文を読み上げましたのは、団体組織法もこれと同じことをうたつておるわけなんです。そういう点をお伺いしておられるわけであります。——どうやら私

きなさい、何条と言わわれたらばつとあればあります。そういうことじや中小企業厅長官は勤まらぬよ。僕の方がよく知っている。(「かわってやれよ」と呼んであります)かわってやるけれども、ばかりいいからやめます。ともかく今指導したのは単協、単位協同組合の理事は理事会を構成し、執行機関となると会は理事という役員はあるが、これも一体何をするのかということが抜けている。理事会をできないということになつていて。従いまして、単位協同組合及び連合会の理事は執行機関の構成員である。ところが中央会のやつはそういうことがならないわけですね。従つて、理事が一体何をしておるのかといえど、何もすることがないわけだ。実際の運用を見ると、理事長の諸問題にこたえるくらいの程度しかやっていない。すなわち中央会には執行機関としての規定がない。すなわち中央会には執行機関としての規定が抜けておるわけですね。それが、中央会にはこれは連合会がならない位組合及び連合会は執行機関たり得る限り入れているわけです。従つて、単位組合及び連合会は執行機関たり得る限りの規定になつております。一般的理事会に關する規定がございませんことは、多少その点に疑義が生ずる点はござるものかと思つております。

○田中(武)委員 この条文は、先ほど私内容を言つたと思うのです。定款に定めるところとなつておる。会長を補佐するとか、会長が欠員のときに代理するとか、こういうことであつて、定めるとこなるとなつておる。会長を補佐するとか、会長が欠員のときに代理するとか、こういうことになります。大堀君、どうです

○大堀政府委員 立法のときに何らかの特別の理由があつてこうしたのか、あるいは立法者の手落ちでこうなつたのか、それは私はわかりません。そこまでこうなつたという経緯が一体どこにありますか。

○田中(武)委員 この条文は、先ほどお答えになりますかどうかわかりませぬが、団体法の方には三十五条までの規定が準用されておりますが、確かに

きなさい、何条と言わわれたらばつとあればあります。そういうことじや中小企業厅長官は勤まらぬよ。僕の方がよく知っている。(「かわってやれよ」と呼んであります)かわってやるけれども、ばかりいいからやめます。ともかく今指導したのは単協、単位協同組合の理事は理事会を構成し、執行機関となると会は理事という役員はあるが、これも一体何をするのかということが抜けている。理事会をできないことになつていて。従いまして、単位協同組合及び連合会の理事は執行機関の構成員である。ところが中央会のやつはそういうことがならないわけですね。従つて、理事が一体何をしておるのかといえど、何もすることがないわけだ。実際の運用を見ると、理事長の諸問題にこたえるくらいの程度しかやっていない。すなわち中央会には執行機関としての規定がない。すなわち中央会には執行機関としての規定が抜けておるわけですね。それが、中央会にはこれは連合会がならない位組合及び連合会は執行機関たり得る限り入れているわけです。従つて、単位組合及び連合会は執行機関たり得る限りの規定になつております。一般的理事会に關する規定がございませんことは、多少その点に疑義が生ずる点はござるものかと思つております。

○田中(武)委員 この条文は、先ほど私内容を言つたと思うのです。定款に定めるところとなつておる。会長を補佐するとか、会長が欠員のときに代理するとか、こういうことになります。大堀君、どうです

○大堀政府委員 協同組合法の規定の欠陥なのか、それとも特にそういうことをする必要上からこういう法律を定められたのか、聞いておるわけですか。

○大堀政府委員 中央会は、多少一般のものと違つて、組合の事業の方は全般の指導をやるという立場でございまして、政府の補助も受けておりますが、そういう特殊な立場を考えて、これが決まりました。——この際直しておいて、協同組合法は次期国会で直すということにするか、そういうことになると思うのですが、そういう機構にいたしたのではないかと思いますが、私は立法当時の経緯もただいま不勉強で承知いたしておりますので、今後よく検討させていただきたいと思います。

○田中(武)委員 立法のときに何らかの特別の理由があつてこうしたのか、あるいは立法者の手落ちでこうなつたのか、それは私はわかりません。そこまでこうなつたという経緯が一体どこにありますか。

○大堀政府委員 協同組合法の規定の欠陥なのか、それとも特にそういうことをする必要上からこういう法律を定められたのか、聞いておるわけですか。

○大堀政府委員 ただいまのところ至急検討いたしまして、御要望の時期までにできるだけ早く申し上げるようになります。

○田中(武)委員 団体法の単位組合と連合会は三十五条以下をそのまま適用している。

○大堀政府委員 連合会は協同組合法の中規定がござります。

○田中(武)委員 連合会は……。

○大堀政府委員 連合会につきましては、三十五条を適用しているわけであります。

○大堀政府委員 ただいまのところ至急検討いたしまして、御要望の時期までにできるだけ早く申し上げるようになります。

○田中(武)委員 じゃ、そういうことになりますが、法律上そういうことが知りませんが、法律上そういうことがありますので、その点については多少



日調査を開始いたしました石油販売協同組合については、あるいはこの不当な対価の引き上げが行なわれているのではないかという容疑の点で調査をおたしております。

○田中(武)委員 従つて協同組合法九条の二、一号の販売に価格を含むといふならば、二十四条前段に来ると思うのですよ。含まないということになれば、大体独禁法二十四条のただし書き以降はやはり価格協定の問題が多く予想せられておると思う。少なくとも協同組合でも、取引分野において不公平な取引をするということであれば、独禁法除外から免れないのです。従つて、あなたの方は、ただし書きの点において東京石油販売協同組合の行為は独禁法二十四条の適用を受けない、いわゆるただし書きの方に入れるのだとおもつておられる方には、これが含まれるということならちよつと相互の間で食い違いが出てくるわけです。

○大堀政府委員 私どもの扱いとしましては、九条の二において販売の価格の協定もできるというふうに解釈しておりますが、これは二つの問題がございまして、一つは先ほどちょっと申し上げましたが、事業協同組合が従業員三百人以下、サービス業については三十人以下の限度、これをこえました場合は七条の二項で、公正取引委員会が販売価格の協定を行なっているので、法律上問題はないという認定ができることがあります。要するに大きなものが入つておる。大きなものが入つておる場合は、この価格協定をしておるが入つておりますが、要するに大きなものが入つておる。大きなものが入つておる場合も、二十四条の当然の免除を受けることになつておりますが、要するに大きなものが入つておる。大きなものが入つておる場合も、二十四条の当然の免除を受けることになつておりますが、要するに大きなものが入つておる。大きなものが入つておる場合も、二十四条の当然の免除を受けることになつておりますが、要するに大きなものが入つておる。

○板川委員 それからもう一つは、私どもはそういう協同組合の性格から見て、価格協定を通じて価格の協定が行ない得るようなものは、価格協定もいいだろうという取り扱いをしておりますが、かりに一定地域全体をカバーするような、同業者全部が入つて価格協定をしておるという場合は、協同組合の乱用といいますが、行き過ぎるのではないか。従つてこの場合は、やはり二十四条ただし書きの一定の取引分野における競争を実質的に制限するという規定にひつかかって、違法性が出てくるといふふうに解釈して、そういう意味の指導をして参つておるわけでございます。

○板川委員 関連でちょっとその点についてお聞きしたいのですが、四月十三日の油業新聞というのにこう書いてあるのです。公取の臨検が行なわれた、価格協定に関する資料などが押収された。しかし、東京石油販売協同組合、ここでは定例理事会で益田理事長が、価格は正運動は従来の方針通り進め、各組合員においては一そく推進してほしい、こういうふうに理事会で明言しておるということを報道しているのです。そうしてその理由は、価格協定は「正運動」ではないから、その二つの面で取り締まりがされないかというふうに考えられて、そういうふうに解釈しておる。大堀長官の答弁では、これが含まれるということならちよつと相互の間に違ひが出てくるわけです。

○大堀政府委員 現在のところ、私ども全部の協同組合の事業について直接監督をいたしておりませんので、あるいはその解釈が府県当局の扱い上多少の差があり、拡大しておるような場合がありますが、どうぞお尋ねの範囲で考えておる価格協定の範囲といふのは、一体どういう程度のことを具体的に考へておったのか。そういう場合なら、中小企業庁が指導したときに、頭の中で考へておる価格協定の範囲といふのは、一体どういう程度のことと具体的に考へておったのか。そういう場合なら、中小企業庁の長官としてはどういうふうな見解をお持ちなのか。またそれに対してもう少し詳しくお伺いしたい。

○大堀政府委員 たゞいまお尋ねの点でござりますが、私どもの解釈は、やはり事業協同組合といふものは、広範な地域をカバーしたいわゆる商工組合なり、現在改正しようとしておりますが、やはり中小企業等協同組合のことが具体的な問題になつておりますが、やはり中間業者等協同組合九条の二の一号の販売に価格を含むことは、東京都の方では大体了承しておるが、この東石協の人々がこういうふうに、法律的に認められてあるのだから心配ないのだと言つて、公取が入つければこの東石協の人々がこういふふうに、法律的に認められてあるのだから心配ないのだと言つて、公取が入つたうんです。しかも政府機関内において組合又は中央会が行なうことができる事業以外の事業を行なった場合には罰則があるのです。従つて、九条の二の一號の販売とは何ぞやといふことを明確にしないと、百十五条の適用の問題が

現われてくる。さらに独裁法二十四条ただし書きとの関係が出てくる。従いまして、これは政務次官と言ふより仕方がないと思いますが、政府部内において統一した見解を一つわれわれに文書ではつきり示してもらいたいと思うわけです。今じゃなくてけつこうです。

○森(清)政府委員 わかりました。

○田中(武)委員 本法に戻りまして、十七条、ここに商工組合の事業が列記してあって、先ほどもちょっと触れたように、共同事業がやれる、そういうことの改正なんですが、そうすると、具体的に協同組合の共同事業はどういう点が違うのですか。

○大堀政府委員 協同組合の共同事業とそれから商工組合の場合の共同事業と書き方は同じでございます。ただ商

工組合の場合は、現行法でも十七条の一項に特掲しておるもののがございまして、そのほか、どうなっておりますから、それだけ違っておりますが、私どもは実体的には、商工組合の場合の共同事業といふものは、むしろせつかく商工組合ができる場合に、そ

の組合がたまたま協同組合の共同事業のようものをやりたいという場合に、できないでは、また別な組合を作ります。

○田中(武)委員 そこで最初のことに戻るのですが、結局中小企業関係の組織を一本にして整備する必要が出てくるわけですね。これ以上言つても答弁できないと思いますので、この程度で次へ行きます。

○森(清)政府委員 本法に戻りまして、十七条、ここに組合交渉の応

諾義務がありますね。これは組合交渉を申し入れた場合に応諾しなければならないというだけで、しりがいいてないのです。たとえば労組法であるならば、团体交渉の申し入れを受けたならば、理由なくしてこれを拒否したら不当労働行為となるわけです。ところがこの場合は応諾せねばならぬというだけで、それを断わったときに一体どうなるのかということです。しかもかりに交渉に入ったとして、交渉が成立しない。いわゆる紛争が生じたときにどのようにして解決していくかと考えておるのか。

○大堀政府委員 この点につきましては、確かに最終的に縛る規定はないかと思いますが、少なくともやはり交渉に応じる、交渉に応じました場合には、当然そういう問題の場合は政府あるいは行政官庁が中に入つて事実上の調停というか、話し合いの中をとる、勧告という規定はございますけれども、行政上の運用でそこはやれといふ趣旨ではないかと思います。

○田中(武)委員 竪法では、国民はすべて法の上で平等であると規定せられておるので。俗に、農民、中小企

業、労働者といわれる。労働組合の団体交渉に対しては、これを拒否すれば

不當労働行為となりまして、この交渉が難航し、紛争が起ころるならば、中央、地方の労働委員会が出かけていつて、あつせん、調停あるいは仲裁まで

あります。これ以上言つても答弁できないと思いますので、この程度で次へ行きます。

○森(清)政府委員 私どもは大部分がそ

うのことだけでは納得できません。この応諾義務に関連して、このし

りをどうふくのか、応じなかつたときにはどういうようにするのか、あるいは紛争解決のときにはやはり中小企業の問題になります。そこで、業務の停止は、理由なくしてこれを拒否したら不当労働行為となるわけです。ところがこの場合は応諾せねばならぬというだけ、それを断わったときに一体どうなるのかということです。しかもかりに交渉に入ったとして、交渉が成立しない。いわゆるアウトサイダー規制命令に違反した者に対する命令が出せることになっております。命ずることができる、ということはどういうことですか。

○大堀政府委員 ただいまの点につきましては、私どもかなり基本的な問題の一つに考えておりますが、この処理をどうするか。労働組合の場合でございまますと、これは人権に関する直接の問題でございますから、現在相当制度が充実しておりますが、事業者団体あるいは事業者同士の話し合いの問題になりますと、これは今後私どもとしましては、基本法についての検討をしておる、勧告という規定はございますけれども、行政上の運用でそこはやれといふ趣旨ではないかと思います。

○田中(武)委員 竪法では、国民はすべて法の上で平等であると規定せられており、これは人権に関する問題でございますから、現在相当制度が充実しておりますが、事業者団体あるいは事業者同士の話し合いの問題になりますと、これは今後私どもとしましては、基本法についての検討をしておる、勧告という規定はございますけれども、行政上の運用でそこはやれといふ趣旨ではないかと思います。

○田中(武)委員 従来アウトサイダー規制命令を出しました場合、これは具体的なケースとしましては、主として生産数量統制をいたしまして数量割当をいたしております場合、その割当数が超過して、そのため市場を混乱させ、多數の組合員に同業者に迷惑をかけるといったケースの場合は、あるいは設備制限の規則があります場合に、これに違反して設備を作つて稼働した場合、割当数量の削減と設備使用

制限といいますか、この二つが、私どもとしましては罰則の内容と考えておる次第であります。

○田中(武)委員 この法律でいう業務の停止命令の効果があるのは、その事

業が許可、認可あるいは承認及び織維工場設備臨時措置法のごとく封緘手続

を行つておる、こういうときには実効がある。しかし、それ以外に一体業務の停止命令というのは何があるか。

○大堀政府委員 私どもは大部分がそ

うことです。この応諾義務に御指摘のようないます。

○森(清)政府委員 従来厳格な行政指導でやつて参りましたけれども、確かに御指摘のようないます。

○田中(武)委員 なるほど五十六条

いし五十八条で一つのきめ方をしてお

ります。そうしてあとが何もないの

でわれわれとしても早急に検討はしてみたいと存じます。時間がないから次へ移ります。

○田中(武)委員 時間がないから次へ移ります。

○大堀政府委員 法律の書き方といたしまして、こういうふうに書いてございますが、これは主務大臣がやることになりますが、これが主務大臣がやることになりますが、その内容としましては、私がただいま申し上げましたような運用で参るべきものと考えておるわけであります。

○田中(武)委員 なるほど五十六条

いし五十八条で一つのきめ方をしてお

ります。そうしてあとが何もないの

です。従つて、たとえば小売商でも、先ほど来論議した商店街の問題と関連してこの法律の組合員たり得るわけなんです。それがそこの申し合わせに違反して大臣が命令を出した。これに對して業務の停止あるいは一部の停止、こういうようなことができますか。

○大堀政府委員 業者同士の自主調整の段階では罰則が参らぬわけでござりますけれども、小売商のような場合、実はアウトサイダー規制命令をどうやつて出すかという問題について、われわれもいろいろ研究しておりますが、一般の場合にはなかなかそういうたケースは少ないのでないか。特殊な比如いうケースがありますか予測はされませんが、アウトサイダー規制命令まで出して、主務大臣が取り締まりをしなければならぬというケースがそれほどあり得るだろうか、そういうふうに考えておりまして、主として現在やつております生産及び販売、輸出、そういう関係が中心の現在やつておりますような調整行為、数量割当とか設備制限、こういったところがやはり今後も中心になっていくのではないから、こういうふうに思つております。

○田中(武)委員 たとえば、いわゆるこの法律による商店街商業組合ができる。小売屋はこれに入つていいところがある。開店あるいは閉店の時間を申し合わせる、あるいは休日を申し合つてやるのだと、これが言つて聞かない。そこでアウトサイダー規制命令が出る。それでもなおうちは勝手にやるのだと、これに作用がくるんじゃないですか。

○大堀政府委員 か何かで指定する、こういうふうにし

わゆる許可、認定事項でない限り何の役にも立たない。かりにもし全般的にこれがあるとするならば、憲法二十二条を一へん読んでみて下さい。どうい

うことになりますか。通産大臣は当然だといふかもしませんが、憲法二十二条の公共の福祉に合致したところ

してはアウトサイダー規制命令を出すべきでないというふうに私どもは考えております。従いまして、ただいま小売業あるいはサービス業等の場合において実態が非常に複雑でござりますか

○大堀政府委員 は、

「白瀬委員長代理退席、委員長着

席」

○大堀政府委員 ないと言いました

○田中(武)委員 おかしいですよ。発

ることは、よほど実態について的確な判断なり実情に合つた解決ができるといふこの見通しを持たない場合については、アウトサイダー規制命令を慎重に

お整理しないとダメだと思います。

そこで、さらにななたは適用するこ

とがないと思うというような規定をな

ぜこんなところへ入れるのですか。

○田中(武)委員長代理退席、委員長着

席」

○大堀政府委員 ないと言いました

○田中(武)委員 おかしいですよ。発

考えていくべきだと考えておるわけ

ございまして、そういう意味で私ども

は罰則の規定について当面こういつた

面について發動するということをあま

り予想していなければ、この条文自体

が意味をなさないのです。同時にまた

それがそうだというならば、憲法二十

二条との関係が出てくる。従つて、こ

れはこういう条文はそのまま認めるこ

とはできません。どうですか。

○大堀政府委員 繰り返して申し上げ

るようでは恐縮でございますが、私ども

はたとえございますが、そういう意

味で非常に広範な対象でございますの

で、規定としましてはやはり一般的に

はたとえございますが、私どもその実施

が、はなはだ言葉足らずでございまし

たが、むろん可能性と申しますか、そ

ういう場合も出てくることも考えられ

るわけございまして、販売のような

場合、小売のような場合は、やつても

あるいは一日か二日営業停止といふよ

うなことがあるかもしれません。これ

はたとえございますが、そういう意

味で非常に広範な対象でございますの

で、規定としましてはやはり一般的に

書いてございますが、私どもその実施

の責任の衝にあたる者といたしまして

は、十分慎重な心がまえでやつていか

なければならぬ、かように考えておる

次第であります。

○田中(武)委員 慎重にやりますと

あなたの論法をもつてするならば、通

産大臣の出すまずアウトサイダー規制

命令は憲法二十二条でいう公共の福祉

に合致したものであるという前提が一

つもないのですよ。こういう書き方

か、そんなことはめったにないとか、

こう言うておるけれども、その保証は

一つもないのですよ。こういう書き方

なら、先ほど来言つてゐるよう、許

可、認可、承認あるいは封減、このよ

うなことを必要とする業種以外には何

要する行政処分でございます。

○松平委員 関連して——森政務次官、ちょっと聞いて下さい。今お聞き

のよな質疑応答があつたわけです

ね。つまりアウトサイダー規制命令の違反なんですね。またそんな憲法違

反のことを行つたって、だれも聞きま

せんよ。もしやつたとすれば、憲法違

反だから重大なことになる。そうする

方法で恐縮でございますが、私ども

は実に困つているのですよ。通産当局

は困つてゐる。なぜ困つてゐるか。首

藤君その他がこういうふうにやれやれ

と言つて、自民党がハッパをかけたか

ら、こういう法文になつたわけです

よ。そこで私は首藤君に、君、つまら

ぬことをやるなどと言つて、この修正案

を出してくる前に数回交渉している。

ところが首藤君はこういうことを言つ

うのです。これはおどしだ、法律でばつ

とおどしをかけておけば、アウトサイ

ダーの連中がみな自肅してやらぬこと

になるから、これはおどしで載せてお

きたい、こういう議論なんですよ。そこ

が、私は法律を作るには、そういう

ものじやないと思う。國の法律とい

うものは、國民をおどして、適用しな

いようなものをちゃんと出してやると

いうことは、これはほんとうに昔の代名か何かがやつた封建時代のやり方です。そこで、これはぜひあなたが中心になって、そして首藤君、その他のそういうことを考えておる人に、あなたはこれはいかぬということを言つて、通産大臣なり政務次官というものはその中で調整をとらなくちゃならぬ立場にあるわけです。中小企業庁といふものは実に困つてゐる。そのいきさつを私は今暴露したんだから、私どもは修正を出しますが、そうしたら、そういうような推進論者にはあなたが中に立つて説得しなければならぬと思うが、どうですか。

○森(清)政府委員

私もこの問題につきましてはかねがね承知をしておりましたが、あるいは松平委員からこの条文ができるまでの経過等について申し上げたわけなんですが、あなたの答弁に

関する限り、この九十三条の二はおかしいのです。これをこのまま条文で読むならば、今言つた憲法の問題が出てくる、まさにその通りだと思います。

○田中(武)委員 先ほど来私も申し上げ、あるいは松平委員からこの条文が

りはないのでありますて、通常の場合は短期間の効動になるかも知れませんが、たとえば割当数量などについては、倍くらい割当を超過してやつたと

いうようなケースの場合に、それでは次の一期で、三ヶ月でその倍額全部削除するということになると、まるまる

商売ができないことになるというケースも考えられますので、そいつた場合は、四分の一ずつやるというのが妥当ではないかというケースも予想され

ますので、その辺のこともやはり從来一般に一年というのがこういつた規定の例文といいますか、一般的ルールになつておりますので、そういうことで

転換させる、そして、あなたが先ほどの答弁でも言われていくように、協同組合がやることをもとの組合はできるわけなんです。そうするならば、九

十六条の事業協同組合への組織変更とすることは一体何を意味するのか。従來、組合の団体法ではそういう意味があつた。ところがこれが改正になつたときに、九十六条は一体どういうこと

になりますので、そういうことで法制局も認めたものと考へておるわけでございまして、決して全部に対し一年というような考

え方はしておりません。

○田中(武)委員 先ほど來の論議を、白瀬委員長代理及び委員長もお聞きになつたと思います。この条項に対する

答弁はまことにあいまいである。やる気持はそうないが、入れておいたとか、一年というようなことは考へてい

かないが、まあ一年にしておいたとか、これは法律改正の答弁になりません。

従いまして、この点につきましては、

○大堀政府委員 対しては必要ではないか、かよう

うことは、先ほど來私は數々所にわざで協同組合でいこうという場合も予想されるわけでござりますので、制

度としてはやはりこういった制度を残しておくる必要があるんじやないかと思つております。

○田中(武)委員 これも答弁になりますが、今までの法体系のもとなら意義があつた。しかし、今のように、いつ

までできる、さらに協同組合のするこ

とまでできるということになったとき、九十六条は一体何を意味するかといふれば、あなたは今脱退者等が出た場合に残つたものだけで云々とこう言つ

たのですが、その脱退者が出たために二分の一を割つた場合ですね。いわゆる設立の要件を割つた場合は改組でなく解散ですよ。それからあらためて協同組合法による条件を備えて出直すといふことになる、そのままの組織の変更ではなくなる。私はこの点の答弁がい

ただきかねるのですが、いかがですか。

○大堀政府委員 確かに不況カルテルの場合は商工組合の場合よりも、この組織が元の規定の必要性は少ないといふことは、私もさよなことはない

かと思いますが、こういう二本立ての組合がござります場合に、こういう規

定がありましても、従来通りやはり解散ですよ。それからあらためて協同組合法による条件を備えて出直すといふことになる、そのままの組織の変更ではなくなる。私はこの点の答弁がい

ただきかねるのですが、いかがですか。

○田中(武)委員 なつております。従いまして、時間の

関係上きょうはこの程度にしておきますが、これは一々やつておると全部が

おかしなものになつてくるといふような法律です。ことに商工組合を作るこの条件、不況要件をはずしてしまつことは、この法律を作つたときの目的と全然変わつたものになつてしまひます。それならば全条にわたつて検討しなければいかぬわけです。それができていない。従つて、あなたの私に対する答弁は、あとで議事録を読んでごらんなさい。全部答弁になつてない。従つて、この点をもう一度考え方直して出直してもらいたい、こう言いたいところです。そういう点につきましては、後日与党委員とも相談の上、善処したいと思います。この程度にします。

○早稻田委員長 次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

〔参照〕

商店街における事業者等の組織に関する法律案（首藤新八君外四十四名提出、衆法第三十九号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕